

<2018春闘の前進を勝ちとるためのセミナー②>のご案内

団体交渉セミナー

団体交渉権は、憲法と労働組合法によって、労働組合だけに保障されている貴重な権利です。しかし、ここ数年、大規模私大をふくむ多くの私大で、理事会が組合との交渉を軽視し、不誠実団交（実質団交拒否）を通して労働条件を一方的に変更する傾向が強まっています。団交権の侵害を打ち破り交渉力をアップさせることは、要求を実現し組合の存在感を高めていく上で欠かせない課題です。各組合の団体交渉の現状を点検し、交渉力を高めるために、セミナーへの積極的な参加をよびかけます。

日 時 **4月28日(土) 午後 2:00～5:30**

会 場 **早稲田大学職員組合会議室**（交通案内裏面）

「高田馬場」駅より学バスで「西早稲田」下車徒歩3分、東西線「早稲田駅」下車徒歩7分。

■ テーマ 1 不誠実団交・不利益変更とどうたたかうか

一時金削減などの不利益変更を、組合と実質的な交渉を行うことなく強行しようとする理事会が増えています。こうした一方的な不利益変更、不誠実団交を許さず要求を前進させるために、団体交渉権の法的位置と内容を再確認したうえで、交渉担当者をめぐる争い、上部団体の団交権をめぐる争い、交渉事項をめぐる争い、交渉ルールをめぐる争い等、私立大学・私立学校での不誠実団交に関する判例・命令等にもふれつつ、理事会に誠実団交義務を履行させるために必要な組合の取り組みについてお話しいたします。

講 師 **齊藤 豊 弁護士**（東京私大教連顧問弁護士団）

■ テーマ 2 団体交渉権の基礎知識と団交の実務

『団体交渉の手引き』（日本私大教連発行・日本私大教連顧問弁護士団監修）をテキストに、団体交渉を活性化するための実務とその具体的な進め方について学びます。団体交渉権と不当労働行為制度の基礎知識を身につけ、交渉力アップをめざす講座です。

講 師 **山崎 真理子**（東京私大教連書記次長）

■ 質問コーナー

受講料……1,000円

申し込み……4月26日(木)までにFAX(03-3208-0430)でお申し込みください。

主 催……東京私大教連 (TEL 03-3208-8071)

組合名	参加者名	参加者名

【会場地図】

